

## 富田林市の後援等に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市の後援等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「後援等」とは市の後援の名義使用、並びにそれに伴う市長名による表彰その他市長が認めるものをいい、事業において発生する損害賠償、その他の責任を負うものではない。

(後援等の対象)

第3条 市長は、教育文化、保健福祉、地域振興など市民福祉の向上に資する事業に対し、後援等を行うことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるものを除く。

- (1) 本市の推進する政策並びに施策に寄与しない事業
- (2) 公共性・公益性を有さず、あるいは公序良俗に反するものまたはその恐れがあるもの
- (3) 営利を主たる目的とする事業
- (4) 政治的又は宗教的な活動と認められる事業
- (5) 特定の会員のみを対象とする事業
- (6) 事業の対象者に富田林市民が含まれていないもの
- (7) 入場料やその他の費用について、その目的や額が社会通念上妥当でないもの
- (8) 過去に本市の後援等を受けた事業において、その要件に反したもの
- (9) 富田林市暴力団排除条例（平成25年富田林市条例第30号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認められる事業
- (10) 申請団体の代表者又は役員が条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者である事業
- (11) 前各号に掲げるもののほか、本市が後援等をするのが不適当と認められる事業

(事務処理)

第4条 前条の規定による富田林市の後援等に関する事務は、「富田林市事務専決及び代決規程」により処理するものとする。

2 前項の規定によりその事務を処理したときは、事後その旨を市長公室長及び秘書課長に報告しなければならない。

(申請手続き)

第5条 後援等を申請しようとする者は、事業実施日の30日前までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、新規の申請は60日前までに、提出するものとする。

- (1) 富田林市後援等承認申請書（様式第1号）
- (2) 事業の内容が把握できる書類
- (3) 主催団体の会則、役員名簿など活動内容がわかる書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(承認書の交付)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適切と認めるときは、順守事項を付して富田林市後援等承認書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(事業の変更等)

第7条 申請者は、富田林市後援等承認を受けたのち事業計画に変更等が生じた場合は、速やかに富田林市後援等使用事業計画変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(承認の取り消し)

第8条 市長は、前条の規定により後援等の承認を行った事業が、承認後に第3条の各号に該当することがわかった場合、もしくは申請内容の虚偽記載や遵守事項に反した場合はその承認を取り消すことができる。

(注意義務)

第9条 申請者は、事業の実施にあたっては、その責任において十分な指導、管理体制をとり、事故等の未然防止に努めなければならない。

(報告書の提出)

第10条 後援等の承認を受けた者は、事業完了後、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 富田林市後援等事業報告書(様式第4号)

(2) 前号に掲げるもののほか、事業の内容が把握できる資料

(委任)

第11条 この要領の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成24年4月2日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。